

## 令和6年度 工芸制作体験普及事業業務委託事業者 募集要項

### 1 案件名称

令和6年度工芸制作体験普及事業業務委託

### 2 業務内容に関する事項

#### (1) 事業目的と概要

生涯学習においては、市民一人ひとりが、主体的にその生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができるよう、そのきっかけづくりが大切とされている。小・中・高等学校並びに地域子ども会、PTA、老人会等の地域で活動している団体等を対象に、工芸制作体験・講習会を通じて、大阪の伝統工芸や地域の素材を生かした工芸を学習資源として活用し、専門性の高い指導者によるものづくりの体験や学びの機会を提供することで、多様な体験や学習の推進を図るとともに、生涯学習の振興に資することを目的とする。

今般、その目的を達成するため、事業者のもつ幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

#### (2) 業務内容

具体的内容については、別紙「仕様書」を参照のこと

#### (3) 事業規模（契約上限額）

金4,590千円（消費税含む）

#### (4) 契約期間

契約締結日～令和7年3月31日（月）

#### (5) 履行場所

別紙「仕様書」を参照のこと

#### (6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

なお、本事業は、令和6年度大阪市予算原案の議決を経てはじめて効力を発するものとし、予算原案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。なお、上記に伴い損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

#### (2) 委託料の支払い

委託料の支払い方法については、本市と受注者で協議することとする。

#### (3) 契約書案

別紙「業務委託契約書」参照

#### (4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

#### (5) 再委託について

ア 業務委託契約書（経常型）第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

① 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する

場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（経常型）第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

#### （6）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 4 応募資格

参加申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下、「法人等」という）であること。個人での申請はできない。

なお申請する法人等は以下の（1）の要件、複数の法人等による連合体（以下「連合体」という）を結成して申請する場合は（2）及び（3）の要件のすべてに該当しなければならない。

#### （1）申請する法人等に関する要件

ア 地方自治法施行例第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 令和4・5・6年度本市入札参加資格者名簿（業務委託）に、大分類（04映画等制作・広告・催事、印刷）中分類（03催事）で登録されている者であること。

ウ 令和4・5・6年度本市入札参加資格者名簿（業務委託）に、大分類（04映画等制作・広告・催事、印刷）中分類（03催事）で登録されていない者については、申請時において、過去1年以上事業実態があること。

エ 申請書提出時点において、大阪市競争参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。

オ 申請書提出時点において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

カ 申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。

キ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたもの

を除く)。

ク 納税義務者にあつては、直近2年度間、法人税、本店所在地の市町村民税(東京都の場合は都民税)、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。

## (2) 連合体に関する要件

ア 連合体は2以上の法人等で自主結成されていること。

連合体により申請する場合は、連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等(以下、「代表法人等」という)を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。

この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。

イ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

## (3) 連合体の構成団体(代表法人等を含む)に関する条件

ア 上記(1)の要件を満たすこと。

イ 本件募集において、同時に複数の連合体の構成団体となることはできない。

ウ 本件募集において、単独で応募した法人等は、連合体で応募する場合の構成団体となることはできない。

エ 連合体の構成団体間における役割分担および責任の割合等を明らかにすること。

また、代表法人については、業務の遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任をもつこと。

## 5 スケジュール

- ・ 公募開始 令和6年1月19日(金)
- ・ 質問受付締切 令和6年1月30日(火)
- ・ 質問に対する回答 令和6年2月6日(火)
- ・ 参加申請関係書類及び企画提案書の提出日  
令和6年2月20日(火)～令和6年2月27日(火)
- ・ 参加資格審査結果通知 令和6年3月6日(水)
- ・ 選定結果通知 令和6年3月25日(月)【予定】
- ・ 契約締結・事業開始 令和6年4月以降
- ・ 事業完了 令和7年3月31日(月)

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 募集要項等の配付

募集要項等は、次のとおり配付するほか、大阪市ホームページからのダウンロードにより配付する。窓口にて配付を希望する場合は、下記ア～ウの通り行うので事前に電話

連絡をすること。

ア 配付場所

本要項「9 担当部署」にて配付

イ 配付期間

令和6年1月19日（金）から令和6年1月30日（金）午後5時まで

ウ 配付時間

午前9時30分から正午、午後1時から午後5時まで

## （2）質問の受付

本募集にかかる内容・諸条件（募集要項、仕様書）について、応募を検討する者からの積極的な質問を受け付ける。

ア 受付期間

令和6年1月19日（金）から令和6年1月30日（火）午後5時まで

イ 提出方法

「質問票（様式7）」に記載し、担当部署までメール（送信先：[kougei-gakushu@city.osaka.lg.jp](mailto:kougei-gakushu@city.osaka.lg.jp)）により提出すること。必ず、電話によりメールの着信を確認すること。

ウ 回答

令和6年2月6日（火）～令和6年2月27日（火）の間大阪市ホームページに掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

## （3）参加申請手続き及び参加資格決定通知

公募型企画提案に参加する場合は、以下の通り、持参により申請書類を提出すること。なお、提出の際は、閉庁日を除く2日前の午後5時までに提出日時を電話で予約すること。書類に不備がある場合や提出予約のない場合は、受付できないので注意すること。

ア 受付期間

令和6年2月20日（火）～令和6年2月27日（火）

（ただし、土曜日、日曜日を除く）

午前9時30分から午後5時00分まで（午後12時15分から午後1時00分は除く）

イ 提出書類

- ① 公募型企画提案参加申請書（様式1-1）  
もしくは、公募型企画提案参加申請書（連合体用）（様式1-2）
- ② 公募型企画提案参加申請にかかる誓約書（様式2）
- ③ 誓約書（暴力団関係）（様式3）
- ④ 法人等の概要（様式4）
- ⑤ 印鑑証明書（原本）（応募者が登録している印鑑で、提出日前3か月以内に発行したもの）

- ⑥ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行、写し可）
- ⑦ 法人定款又は寄附行為
- ⑧ 最近2事業年度の実績（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び事業報告書）
- ⑨ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、本店所在地の市町村民税、提出日前3か月以内に発行したもの、写し可）
- ⑩ 企画提案書および経費見積書など（様式5，6）

ウ 提出部数

正1部・副8部（副は複写可）

※上記書類は、選定会議での審議資料となるため、ページ番号を入れること。また、表紙には事業名と申請団体名、通し番号（例：正-1、副-1、副-2）を明記すること。ただし、提案事業者名の記載は正1部のみとし、副8部には記載しないととも、他に事業者名表示、ロゴ等（申請団体の商号又は名称、代表者氏名、実施イベント名称等）があればマスキングするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。事業者名等が判別できると判断した場合は、提出後本市で黒塗りする場合がある。

※連合体の場合、①～⑨は、構成団体ごと、⑩企画提案書および経費提案書（様式5、6）は連合体として作成すること。

※また、必要書類に不備がある場合、申請を受け付けない。

エ 提出場所

本要項「9 担当部署」に持参にて提出すること。

なお、持参する際は、事前に来訪日時を電話で連絡すること。

オ 参加資格審査結果通知

令和6年3月6日（水）までにメールにより通知する。

**（4）企画提案書および経費見積書について**

ア 企画提案書（様式5）

- ・A4版横書きとする。
- ・企画提案書の必須記載項目は以下のとおりとする。実現可能な範囲で、例示を活用するなど、具体的に記述すること。なお、応募団体が選択できるよう2種類以上のワークショップを提案し、「②業務遂行にあたっての具体的な方策」に関しては各ワークショップごとに記述すること。

① 本事業を実施するにあたっての具体的な理念

- ・本事業の目的を踏まえ、生涯学習のきっかけづくりや学生はじめ幅広い年代に対してのものづくり及び大阪の伝統工芸品への理解向上に資するものであること。

② 業務遂行にあたっての具体的な方策

A 企画内容

事業の企画方針・全体像・幅広い年代を対象者としたワークショップとして

の特色・工夫等

B 広報・募集・受付方法及び行程スケジュール

効果的な広報、募集及び受付方法等の工夫及び募集から実施までの行程スケジュール

C 指導予定者

D 指導内容

指導・制作する工芸品、学習内容及び指導方法

E 事業効果の測定

参加者への実施後のアンケートの内容

③ 本事業を実施するにあたっての運営体制

- ・実施の準備から工芸制作普及体験事業の運営にかかる管理責任者及びスタッフの体制について示すとともに、その人員・配置についての考え方を示すこと。
- ・事業実施にかかる個人情報の保護及び管理方法について示すこと。
- ・リスク管理（安全管理・緊急時の対応・新型コロナウイルスを含む感染症対策）等について示すこと。

④ 応募団体に関する事項

⑤ 以下の実績があれば示すこと。

- ・今回の指導内容に該当する工芸品について一度に 20 名以上の制作初心者へ指導した実績。または、直近 5 年間の類似する業務、事業の実績。

イ 経費見積書（様式 6）

- ・事業を運営するにあたっての事業費等、事業全体にかかるすべての経費についての内訳を示すこと。様式 6 の各項目の明細（積算根拠）を示すこと。記入欄が不足する場合は別紙（自由様式）を添付すること。
- ・経費は、2（3）に示す契約上限額を上限とする。消費税額の算出は、小数点以下切り捨てとする。
- ・なお、受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

## 7 選定に関する事項

### (1) 選定基準

参加資格を満たすものから提出された申請書類等を審査会議で採点基準に基づき公平かつ客観的に審査し、優れた提案者を契約の相手方として決定する。

評価項目	配点
<b>事業理念</b>	
生涯学習の理念を踏まえ、本事業の目的を理解しているか	10
<b>事業内容</b>	
事業の全体像が具体的に示されているか	55
企画内容について本事業の目的が達せられる内容となっているか	
募集内容や受付方法が工夫されているか	
適切な行程スケジュール、実施日程になっているか	
事業効果の測定方法は適切か	
広報の方法が効果的であるか	
<b>事業実施体制</b>	
提案内容を確実に実行できる実施体制となっているか	25
個人情報の保護及び管理が適切であるか	
安全対策、緊急時の対応等について適切であるか	
<b>応募団体に関する事項</b>	
実施団体のこれまでの実績は評価できるか	5
<b>費用積算の妥当性</b>	
経費見積額は、提案内容に対して適正であるか	5

### (2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、選定会議が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

申請者は、提出した提案書に基づきプレゼンテーションを行うこと。

- ① 開催日時 令和6年3月21日（木）16時以降（予定。開催時間は参加者あて別途通知する）
- ② 場所 大阪市内を予定。参加者あて別途通知する。
- ③ 内容・方法 別途申請者に対し連絡する

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「事業内容」の得点が高い方とする。

オ 審査において、合計点数が満点の60%に達しない事業者は受託者として選定しない。



### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 4に定める応募資格を満たさなくなった場合。
- イ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ウ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- エ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- オ 提出された提案書が次の要件の1つに該当する場合。
  - ① 応募資格のない者が提案した場合
  - ② この要項に定める提出方法・期限に適合しない場合
  - ③ 提案書の内容が他者の著作権を侵害する場合。
  - ④ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。
  - ⑤ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- カ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ケ 見積書に記載の金額が2(3)に示す契約上限額を超えているもの。

### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

## 8 提案に要する費用、条件等

- (1) 応募事業者は、募集要項に記載された内容を承諾のうえ、応募すること。
- (2) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) すべての企画提案書は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- (6) 申請書等の内容に不明な点がある場合は、別途、申請者にヒアリングを行うことがある。また、必要があると認めるときは、申請者に追加書類の提出及び提案内容の説明(プレゼンテーション)を求めることがある。
- (7) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (8) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は

無効とする。

- (9) 参加申請後に申請を辞退する場合は、その旨を辞退届（様式8）で提出すること。ただし、辞退者について、その後不利益な取り扱いは行わない。
- (10) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、本市と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (11) 受注予定者と契約を締結できない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、合計点数が満点の60%に達しないもしくは1項目でも0点である者を除く。

## 9 担当部署

〒550-0014 大阪市西区北堀江4-3-2（大阪市立中央図書館 4階）

大阪市教育委員会事務局 生涯学習部生涯学習担当

電話：06-6539-3345

FAX：06-6532-8520